

[事案 21-45] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 5 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

変額個人年金の契約締結に際し、募集人(銀行員)による虚偽説明または説明義務の懈怠があったとして、申立契約の取消しと既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 4 月、定期預金が満期になり、銀行の支店で勧められ変額個人年金に加入したが、その際、下記のとおり、募集人(銀行員)による虚偽の説明、説明義務の懈怠により商品内容を誤解して契約締結した。契約を無効にして、既払込保険料に利息を付けて返還して欲しい。

(1) 虚偽説明の内容

募集人は、申立契約は元本保証である、解約はいつでも可能だが、3 年内の解約は損(元本割れ)になる等、の虚偽の説明をした。

(2) 説明義務懈怠の内容

募集人は、「元本割れ」があること、買った後に諸費用がかかること、解約手数料がかかること、毎年 30 万円の受取は「元本」からの引き出しであることなどの説明を怠り、申立人を誤信させて契約締結へ誘導して、商品内容を正しく理解していたならば契約しなかったであろう契約を締結せしめた。

< 保険会社の主張 >

当該銀行に確認したところ、下記のとおり、募集人による虚偽説明または説明義務の懈怠はなく、申立人の請求に応ずることは出来ない。

(1) 申立人に対する変額個人年金契約の勧誘に際しては、通常の募集時と同様に、商品パンフレットを用いて商品の特性、殊にリスクについて十分に説明しており、投資信託で運用するため資産残高は上がったたり下がったりすること、運用が不調で一時払保険料を下回ったときは、15 年間の確定年金で受け取り、その年金受取総額に一時払保険料相当額の保証があること、買った後に諸費用がかかること、中途解約時には解約控除があること等のリスクおよび毎年の 30 万円の受取の結果運用が芳しくなければ基本保険金額が減ることがありうるについても説明している。

(2) 他方、「元本保証」であること、「解約はいつでも可能である(但し、3 年以内の解約は損になる)こと」などの説明は、募集に際して一切行っていない。

< 裁定の概要 >

申立人が一時払保険料の返還を求める法的な根拠は明らかではないが、裁定審査会では、消費者契約法 4 条 1 項 1 号(不実告知)または同条 2 項(不利益事実の不告知)、詐欺による取消し(民法 96 条 1 項)、錯誤による無効(民法 95 条)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

その結果、下記(1)~(3)の次第により、募集人が申立契約を勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたり、不利益となる事実を告げなかったりしたとは認められず、消費者契約法に基づく取消しは認められない。また、募集人に詐欺があったと認めることもできず、詐欺による取消しも認められない。さらに、申立人に錯誤の存在を認めることは困難で、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人は、

パンフレット、意向確認書等について、自署した書面も含め読んでいなかったと述べるが、もしそうした状態で申立契約の申込みをしたのであれば、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言えるから、申立人から無効を主張することはできない(民法 95 条ただし書)。

したがって、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) パンフレット、意向確認書等の記載内容について

パンフレットのプランイメージ図は、運用による資産残高は変動し、一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺える図となっており、「イメージ図は将来の資産残高や死亡保険金額、年金額等を保証するものではありません」と記載されている。また、「ご契約にかかわる諸費用」と大きな文字で書かれた表題の下に、「運用期間中の費用」として、「保険関係費用」が【年率 2.36%】、「運用関係費用」が「年率 0.315%」を要する旨大きな文字で記載されている。

申立人自身がチェックしたうえで署名している意向確認書には、特別勘定の運用実績により積立金額・年金額・解約返戻金額等が変動すること、解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があることの理解の確認がなされている。

申立人が署名・押印している書面「ご留意事項(生命保険用)」には、「運用状況や為替相場等により保険金額・満期受取額・年金受取総額及び解約返戻金の額等がお支払いいただいた保険料を下回る場合があります」と記載されている。

(2) 虚偽説明の有無について

パンフレットには、申立契約は元本保証であること等の記載はなく、そして、募集人が、パンフレット、意向確認書及び「ご留意事項」などの書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われる。また、これら書面に則して説明するのが一般的であって、書面の記載から明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられないことからすると、特段の事情がない限り、募集人は、パンフレット等の書面に則した説明をしたと推認するのが合理的である。本件では、募集人が虚偽の説明をしたと認めることができる証拠は、申立人の供述しかなく、他に、上記推認を覆す特段の事情は認められず、募集人に虚偽説明があったと認めることはできない。

(3) 説明義務懈怠の有無について

前記のとおり、募集人が、パンフレットなどの書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われ、これら書面に則して説明するのが一般的であることから、特別払戻及び控除される諸費用についても、特段の事情がない限りパンフレットに則した説明をしたと推認するのが合理的である。本件では、募集人の説明義務懈怠を認めることができる証拠は申立人の供述しかなく、他に、上記推認を覆す特段の事情は認められず、募集人に説明義務の懈怠があったと認めることはできない。